答申第6号「個人情報の取扱いに関する制限の適用を除外する事項について」

答申

オンライン結合による個人情報の提供制限の例外に関する事項(条例第8条第2項関係)について

諮問された事項については、公益上の必要性があり、かつ、オンライン結合の基準に則し個人の権利利益が侵害されないよう必要な措置が講じられていることが認められます。

なお、オンライン結合による個人情報の提供を実施するに当たっては、所要の規則改正を行うとともに、業務に従事する職員等に対する十分な指導や研修を実施し、個人情報の適正な取扱いが徹底されることを要望します。

オンライン結合による提供制限の例外に関する事項(条例第8条第2項関係)

特定のものに対する提供

整理番号	システム等の名称 (所管課)	提供する個人情報 の対象者の範囲	提供先	オンライン結合による提供 制限の例外が必要な理由
1	建築士・建築士事 務所登録閲覧シス	建築士	国土交通省	管理建築士の専任制の確認、処分状 況の確認等、建築行政に必要な情報
	テム	管理建築士	都道府県	を各行政機関等が共有するものであ り、情報の適切かつタイムリーな取
		所属建築士	(財)建築行 政情報セン	得、建築行政の円滑化に資するため に、全国で一元的なオンラインの利
			ター	用が必要である。 また、建築士等が自己の登録情報を
			指定登録機関	随時変更できるという利便性や一般 国民も建築士等に関する情報を一部
			特定行政庁	閲覧できることから、住民サービス
				の向上にも資するものである。 一般国民への個人情報の提供につい
			指定確認検 査機関	ては、法令等の規定に基づき公表するものに限る。
			一般国民	システムの管理等は、(財)建築行政 情報センターが行い、利用協定書に
			19X 🗀 2V	おいて、保護措置が明記されること
				となっている。

徳島県個人情報保護審査会審議経過

年 月 日		内	容
平成20年9月12日	諮	問 オンライン結合に 例外に関する事項	こよる個人情報の提供制限の
平成 2 0 年 9 月 2 5 日 (第 2 1 回審査会)	審	議	·
平成 2 0 年 1 0 月 3 0 日 (第 2 2 回審査会)	審	議	